

徳間書店

〒105 東京都港区芝公園二丁目六番十一号
芝公園アビタシオン八〇三号室
電話〇三(四三七)六〇五五(代)

事務所 東京都中央区日本橋本町一丁目
共同ビル(幸町)三〇九号室
電話六六(五八二)専用・〇五八一

答 弁 書

原 告 株式会社早川書房
被 告 株式会社徳間書店
外 一 名

右当事者間の御庁昭和五六年(ワ)第四二一〇号事件について、被告株式会社徳間書店は、次のとおり答弁する。

昭和五六年六月一〇日

105 東京都港区芝公園二丁目六番一一号

芝公園アビタシオン八〇三号室
電話 四三七局 六〇五五番(代)

詳説七等 八

右被告株式会社徳間書店訴訟代理人

弁護士 斎藤 弘



東京地方裁判所

民事第二九部 御 中

請求の趣旨に対する答弁

原告の被告株式会社徳間書店に対する請求は、いずれもこれを棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

との裁判を求めらる。



〒105 東京都港区芝公園二丁目六番十一号
 芝公園アビビルヂング八〇三号室
 電話〇三(四三七)六〇五五(代)

事務所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目八番地
 共同ビルヂング三〇九号室
 電話六九五〇五八二(専用)・〇五八一

請求の原因に対する答弁

- 一、 第一項（当事者）記載の事実は、認める。
- 二、 第二項（本件における当事者の関係）

（一）、の事実中、

（イ） 原告は被告堀執筆にかゝる概要主張のとおり「太陽風
 交点」を昭和五四年一〇月一五日出版したこと、「梅田地下オデ
 ッセイ」を昭和五六年二月、概要主張のとおり「ハヤカワ文庫（
 J.A.）として出版したこと、
 は認める。

（ロ） その余の事実は、いずれも不知。

（二）、の事実は、総て不知。

(三) の事実中、

(イ) 日本S F大賞銓衡委員会が、日本S F作家クラブと被告徳間との協定によつて創設された、との点は否認。

(ロ) その余の事実は、認める。

(四) の事実は認める。

三、 第三項（本件紛争の経過）

(一) の事実は、総て否認する。

(二) の事実は、認める。

(三) の事実中、

(イ) 受賞後、被告徳間と被告堀は文庫本として徳間より出版することとに合意し、被告徳間は文庫本のための「カバー」作製を訴外加

〒105 東京都港区芝公園二丁目六番十一号
芝公園アピタレオン八〇三号室
電話〇三(四三七)六〇五五(代)

事務所 東京都中央区日本橋本町一丁目
共同ビル(三〇九号室)
電話六八九局〇五八二(専用)・〇五八一

藤直之に依頼したと、

は認める。

(ロ) 原告早川は右事実を昭和五六年一月二二日に知つたかどうかは
不知。

(ハ) その余の事実は、否認する。

(ニ) 被告徳間と被告堀間で文庫版出版の合意に達したのは昭和五六
年一月一九日であり、出版権設定の契約書を交わしたのは同年二
月一九日である。

(四) の事実中、

(イ) 被告徳間が昭和五六年二月四日原告早川を訪問したことは認める。

(ロ) その余の事実は総て否認する。

(ハ) 被告徳間は、単行本を発行している原告早川に対し、礼をつく

し挨拶に出向いたゞけである。

(五) の事実中、

(イ) ハヤカワ文庫版の「太陽風交点」が未だ出版されていないこと、

被告徳間は、出版計画を中止せずそのまま進め、三月五日、徳間

文庫「太陽風交点」を部数八万部、定価三八〇円で出版したこと、

右文庫本は短篇の順序配列を同じくするものであり、訴外小松

左京の執筆にかゝる「解説」をそのまま収録しており、日本SF

大賞銓衡委員会を代表して小松左京の執筆にかゝる「一選評にか

えて」を収録していること、

はいずれも認める。

(ロ) 原告と被告徳間との協議が不調に終つたこと、

被告徳間の本件文庫版の出版が、原告の出版を妨害することに



〒105 東京都港区芝公園二丁目六番十一号
芝公園アビタレオン八〇三号室
電話〇三(四三七)六〇五五(代)

事務所

東京都中央区日本橋茅場町一丁目八番
共同ビル(空)三〇九号室
電話〇五八二(専用)・〇五八一

なるから出来ないこと及びそのことを被告徳間が知っていたこと
(原告の主張をこのように解する)、

被告徳間の本件文庫版は、著者堀晃がごくわずかに校正を加え
ただけのものであること、

はいずれも否認する。

(ハ) その余の事実は不知。

(ニ) 被告徳間の本件文庫版の出版は、あくまで被告堀との出版権設
定契約に基き正当になされたものであり、何ら原告の出版を妨害
するものではなく、原告からとやかく言われる筋合のものではな
い。

(ホ) また原告は、被告徳間の本件文庫版の中に、訴外小松左京執筆
にかゝる「解説」をそのまま収録したとして、いかにも問題あり

げに記述しているのであるが、被告徳間が「解説」を右小松の承諾を得て収録した以上、原告に何ら言われる筋合はないのであつて、一体原告は何を考へているのであろうか。

(六)、の事実中、

(イ) 被告堀が、著者校正のない出版は認められない旨の回答を行つてきたこと、は認める。

(ロ) 原告は、被告徳間より早く被告堀との間に出版契約をなしてゐた、との点は否認（昭和五五年一月二日分）及び不知（昭和五三年一月ごろの分）。

(ハ) その余の事実は総て不知。

四 第四項（被告らの原告の出版権侵害について）

(一)、の事実中、

〒105 東京都港区芝公園二丁目六番十一号
芝公園アビタシオン八〇三号室
電話〇三(四三七)六〇五五(代)

事務所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目
共同ビル(等)三〇九号室
電話八九(〇五八二(専用)・〇五八一

(1) 原告と被告堀とは昭和五四年一〇月、単行本「太陽風交点」に

ついて口頭にて、出版契約を行つた、ことは不知。

(ロ) その余の主張は、総て否認ないし争う。

原告の右主張は、前提事実を欠いた手前勝手な解釈で納得できないものばかりである。

被告徳間は、原告の出版権を何ら侵害していない。

(二) 中、

(イ) 「著作権法上、出版社の出版権にもとづく直接的・排他的支配

が、対外的効力を有するのは著作権法上いわゆる「登録」がなされたとき」であることは認める。

(ロ) その余の主張は総て争う。

「登録」制度があるにもかゝらず、「登録」のないものに、

むやみに「差止め」等の対外的効力を認めるべきでないであり、原告主張の「悪意」についての解釈は本件には当てはまらないのである。

被告徳間の本件文庫版出版権設定契約は、「登録」がなされているもの（昭和五六年三月二〇日）であつて、直接的・排他的支配の対外的効力を有するのは原告の方ではなく、被告徳間の方なのである。

(三)、の事実（損害）は否認する。

なお、原告の本件請求は、自己の行為についてまったく省みることなく（著作権者の人格を無視したようなあいまいな関係をそのままにして）他のみを一方的に攻撃するものであつて、このような態度で「出版界を正常な事態にひき戻す」とはとうてい出来ないものである。